

国有林の森林計画のあらまし (胆振東部森林計画区)

(第三次地域管理経営計画)

計画期間：平成18年4月1日～平成23年3月31日



日本の滝百選に選ばれた「インクラの滝」

【お問い合わせ先】

北海道森林管理局計画部計画課

住所〒064-8537

札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

TEL：011-622-5241

FAX：011-614-2652

胆振東部森林管理署

住所〒059-0903

白老郡白老町日の出町3丁目4番1号

TEL：0144-82-2161

FAX：0144-82-2163



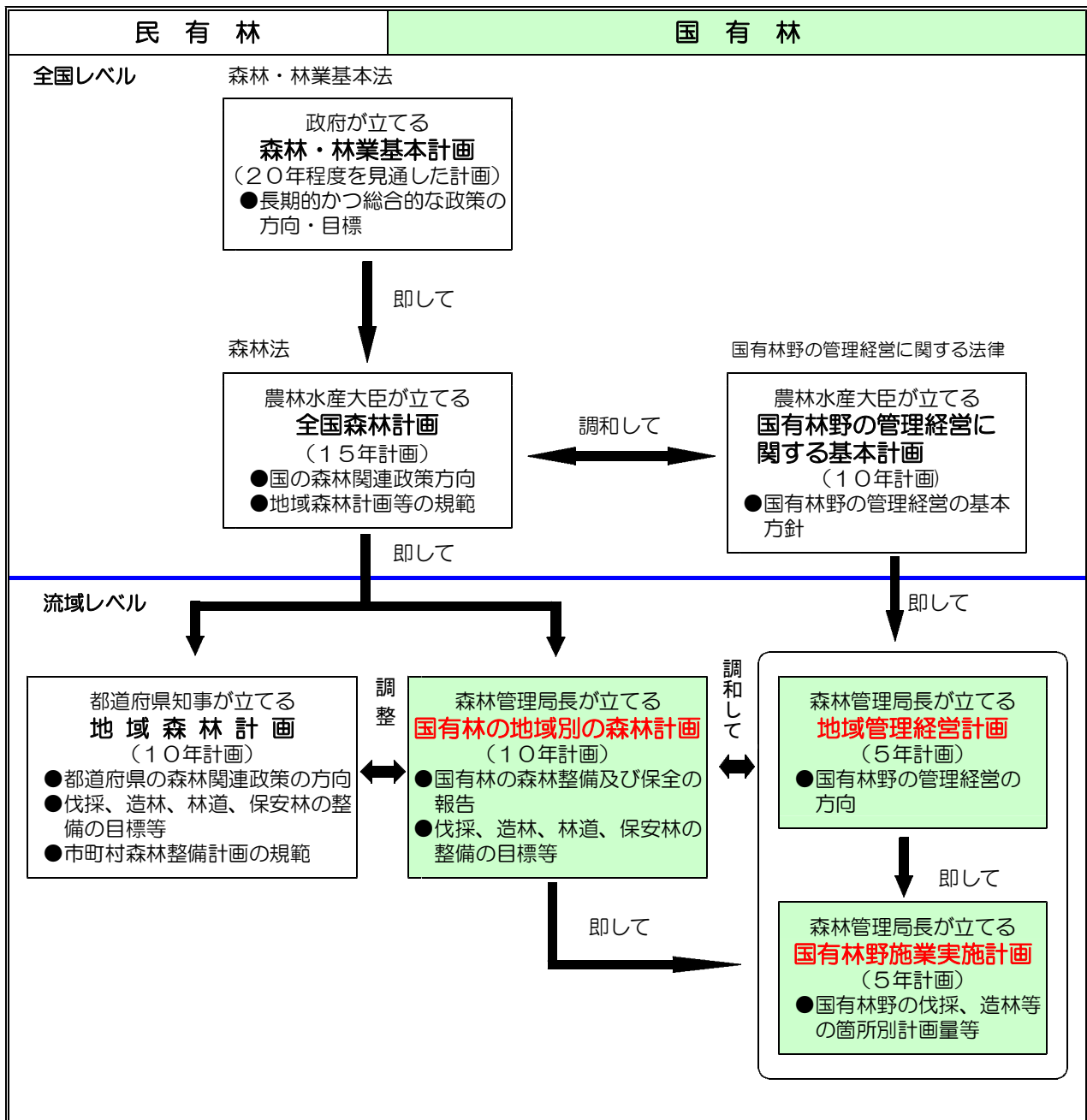
国民の森林・国有林

注：本資料は計画書本体ではなく、計画の概要を取りまとめたものです。

国有林の森林計画について

国有林では、「国有林野の管理経営に関する法律」に基づき、森林のほか、林道やレクリエーション施設、貸地といった土地も含めた国有林野の管理経営の方針などを「地域管理経営計画」として定めています。また同時に、地域管理経営計画に即して、林小班単位で、具体的な伐採や造林の方法、保護林やレクリエーションの森の設定などを「国有林野施業実施計画」として定めています。

これらの計画は、流域ごとに5ヵ年間に一期として定めることとなっており、北海道では13流域（以下「計画区」といいます。）について、5年ごとに策定しています。



胆振東部森林計画区の概要

胆振東部森林計画区の国有林の管理経営は、胆振東部森林管理署が行っています。本計画区の国有林は、苫小牧市、白老町、むかわ町の1市2町に広がっており、面積は約6万3千ha（流域総土地面積の27%、流域森林面積の39%）となっています。

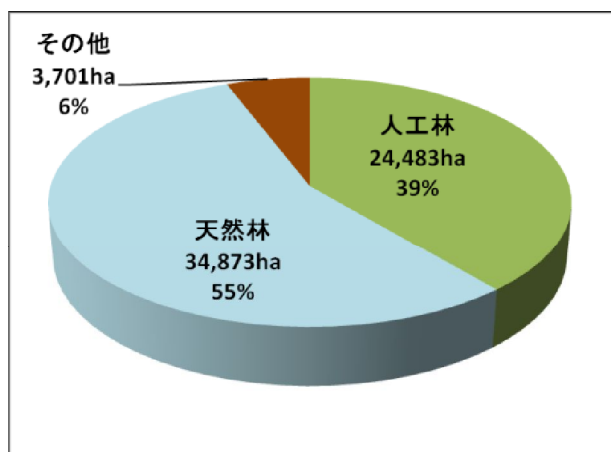


本計画区の国有林は、トドマツ・エゾマツ等の針葉樹と、ミズナラ・イタヤカエデ等の広葉樹が混交する天然林約3万5千haと全体の約6割を占められています。

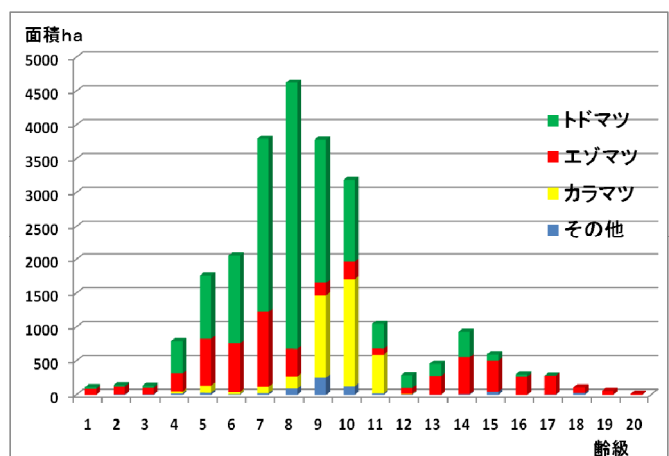
一方、主に昭和30年代以降に造成された人工林は、約2万4千haで、トドマツ・エゾマツ・カラマツ等が主な樹種となっています。

なお、人工林の林齢は8齢級（林齢36年～40年）がピークとなっており、間伐対象箇所が多くなっています。（※齢級は林齢を5年ごとにひとくくりしたもの）

【人工林・天然林別面積】



【人工林の樹種別齢級別面積】



地域管理経営計画（胆振東部計画区）の概要

1 基本的考え方

森林に対する国民の要請は、森林の有する公益的機能の発揮、とりわけ地球温暖化の防止や生物多様性の保全等の観点から、地球的規模で森林を持続的に利用管理するという認識が急速に広まるとともに、森林とのふれあいに対する期待が高まるなど、多様化してきています。

本計画では、こうした国民の要請が多様化する中で、各種課題等を踏まえ、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として、「国民の森林」として管理経営を行っていくこととしています。

具体的には、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって、

- ①国土の保全、水源かん養等安全で快適な国民生活の確保を重視する「水土保持林」
- ②貴重な自然環境の保全、国民と自然とのふれあいの場の利用を重視する「森林と人との共生林」
- ③木材の持続的な生産を重視する「資源の循環利用林」

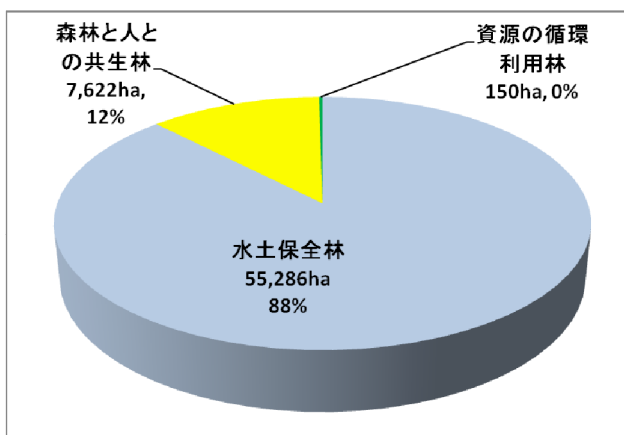
の3つに区分し、それぞれの目的に応じた管理経営を行うこととしています。

2 重視する機能に応じた管理経営の推進

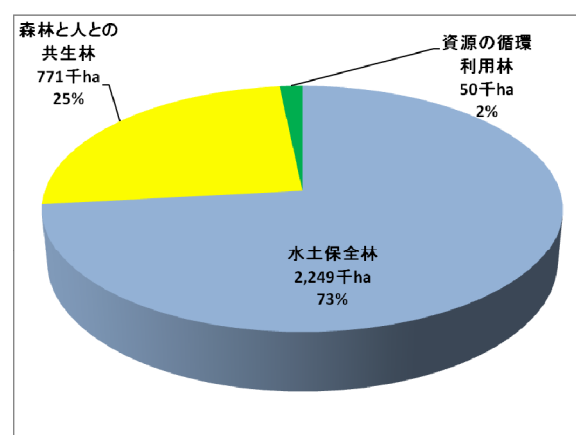
本計画区の国有林野の内訳は、「水土保持林」が約5万5千ha（計画区内の国有林野全体の88%）、「森林と人との共生林」が約8千ha（同12%）、「資源の循環利用林」が約0.2千ha（同0%）となっています。

【機能類型別面積】

【胆振東部森林計画区】



【北海道国有林】



(1) 水土保持林

水土保持林は、その目的によって「国土保全タイプ」と「水源かん養タイプ」に細分しています。

「国土保全タイプ」の森林においては、土砂崩れ、土砂の流出等の山地災害や飛砂、潮害等の気象災害を防ぐことを目的に、間伐等の施業を行います。

また、「水源かん養タイプ」の森林においては、湧水や洪水の緩和等を目的に施業を行います。

(2) 森林と人との共生林

「森林と人との共生林」は、その目的によって「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に細分しています。

「自然維持タイプ」の森林においては、特に原始的な森林生態系や貴重な動植物が生息・生育するなど特別な保全・管理が必要な森林を対象に保護林を設定しています（保護林は12箇所を設定）。

また、「森林空間利用タイプ」の森林においては、地域の皆さんに森林浴や野外スポーツなどの活動を通じて森林とのふれあいを体験していただく「レクリエーションの森」や「ふれあいの森」を設定しています（レクリエーションの森は15箇所を設定）。

(3) 資源の循環利用林

「資源の循環利用林」では、国民生活に必要な木材を安定的かつ効率的に供給することを目的に、木材の生産目標に応じ適切な施業を実施しています。

3 流域管理システムの推進

流域管理の一層の推進を図る観点から、道、市町村、林業・木材産業関係団体等と連携した流域管理の取組、自然や森林に関わりをもつ民間団体や企業等との連携を推進しています。

◎ 流域情報紙の発行

流域内の取組について、「胆振東部流域森林だより」を作成し、イベントや各種情報を記載し、関係機関等に配布し普及啓発を図ってきました。

今後においても内容を充実させ、関係機関、地域住民の方々に情報発信します。



4 主要事業について

本計画区における、伐採、人工造林等の更新、下刈り等の保育、施業に必要な林道の開設等の各事業量（現行計画の5年間分）は以下のとおりです。

①伐採量

	主 伐	間 伐	合 計
材 積 面 積	73,660m ³	156,468m ³ 4,139ha	230,128 m ³

②更新量

	人工造林	天然更新	合 計
面 積	429h a	5,269ha	5,697ha

③保育量

	下刈	つる切り・除伐	合 計
面 積	24,803ha	2,184ha	26,987ha

④林道事業量

	開 設	改 良
(箇所数) 延 長	(27箇所) 50.7 k m	(10箇所) 2.7 k m

5 国有林の保護に向けた活動

(1) 森林保全に係る林野巡視の強化

林野巡視に当たっては、野生生物の生息・生育状況、森林病虫害や鳥獣害の発生状況、廃棄物の不法投棄の状況、各種標識の設置状況を把握し適切な措置を行うなど、国有林野の保全管理に努めています。

◎ 「水を汚染から守る会の連絡協議会」と連携したゴミの収集活動

樽前山麓の国有林において、平成18年度にゴミの不法投棄防止を呼びかける看板を設置するとともに、5月と11月には、苫小牧市などの関係機関のほか市民やボランティア団体の協力を得て、投棄されたゴミの収集を行いました。

(2) 森林や希少動植物の保護

国有林野事業では、原生的な天然林、貴重な野生生物の保護などの観点から、特に重要な森林等を「保護林」に設定し、管理経営を行っています。

本計画区には、北東アジア方面から冬鳥として越冬するため渡来する「オオワシ・オジロワシ」が苫小牧ウトナイ湖に飛来し、国有林の一部をねぐらまたは休息地としていることから、この区域の保護を図るため「特定動物生息保護林」として管理しています。

6 国民参加の森林づくりの推進

(1) 風倒木被害地の森林再生

平成16年9月の台風18号により、苫小牧市を中心に広がる森林については、人工林を主体に多大な風倒木被害を受けたところです。

このため、早期に森林への再生のため地域、各種団体、NPO等と連携し積極的な植栽を実施しました。被害跡地にアカエゾマツ、ミズナラ、シラカバを植栽

(2) 木の文化を支える森林づくり活動の推進

胆振東部森林管理署では、アイヌ文化の伝承と保存、普及啓発などを行うイオル^{*1}の再生を支援するため、平成18年6月に、白老町と「木の文化を支える森づくり」に関する協定を結び、平成16年9月に発生した台風18号の被害跡地の国有林4.35haを活動の場

として設定しました。(*1 アイヌの人たちの伝統的な生活空間。) イオルの森(木の文化を支える森づくり

(3) ふれあいの森

自ら森林づくりを行いたいという国民の皆さんの要望に応えるため、国有林野を森林づくりのフィールドとして提供する「ふれあいの森」として「森を作ろう、森で遊ぼう、ヤマテ三美友の会の森」として設定し、林業体験の場として活用されています。

対象地（林小班）	名 称	面積 (ha)
胆振東部森林管理署 287ほ2、へ、と、 ち、り	森を作ろう、森で遊ぼう、ヤマテ 三美友の会の森	24.68